# 取手駅前開発とまちづくりシンポジウ　発言要旨

2024/5/18

小池信彦（元公益社団法人日本図書館協会理事）

## 1　図書館がにぎわい創出の核になるのか

## 2　（仮称）駅前取手図書館に求めるもの

・取手市民の書斎

・取手市民の応える図書館員

・取手市の中心図書館の機能

## 3　図書館づくりの基本的な考え方

### 3.1 図書館法の規定の確認

### 3.2 FLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022

### 3.3 図書館学の五法則　(The Five Laws of Library Science)

第一法則:Books are for use　(図書は利用するためのものである。)

第二法則:Every reader his or her book

(いずれの読者にもすべて、その人の図書を。)

第三法則:Every book its reader　(いずれの図書にもすべて、その読者を。)

第四法則:Save the time of the reader　(図書館利用者の時間を節約せよ。)

第五法則:Library is a growing organism　(図書館は成長する有機体である。)

「令和 4 年度日本図書館協会図書館政策セミナー」

盛岡大学文学部 吉植 庄栄

### 3.4 これからの図書館像ー地域を支える情報拠点をめざしてー（報告）

・図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～（学校図書館）

・図書館実践事例集～地域の要望や社会の要請に応えるために～　令和２年３月

・イベント等を通じた来館のきっかけづくり

（山口県 周南市立徳山駅前図書館）

・駅前の賑わい創出美術館と図書館の垣根を越えた新しい取り組み

（群馬県 太田市美術館・図書館）

・学校図書館-市立図書館連携事業(ほんくる)

（茨城県 取手市立取手図書館・ふじしろ図書館）

## 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一ω般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

２　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条　図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

２　司書は、図書館の専門的事務に従事する。

３　司書補は、司書の職務を助ける。

## IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022

2022 年 7 月 18 日採択

社会と個人の自由，繁栄および発展は，人間にとっての基本的な価値である。このことは，十分に情報を得ている市民が，その民主的権利を行使し，社会において積極的な役割を果たす能力によって，はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは，十分な教育が受けられ，知識，思想，文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は，個人および社会集団の生涯学習，独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。それは，商業的，技術的，あるいは法的な障壁に妨げられることなく，科学や地域に関する知識をはじめとする，あらゆる種類の知識へのアクセスを提供し，知識の生産を可能にし，かつ共有することによって，健全な知識社会を支える。

図書館は，どの国においても，とりわけ開発途上国において，教育を受ける権利，および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうるよう支援する。

この宣言は，公共図書館が教育，文化，社会的包摂，情報の活力であり，持続可能な開発のための，そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である，というユネスコの信念を表明するものである。

したがって，ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し，かつ積極的に関与することを奨励する。

## 公共図書館

公共図書館は，その利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする，地域の情報センターである。それは知識社会の不可欠な構成要素であって，ユニバーサル・アクセスを実現し，すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため，情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。また，知識の生産と情報や文化の共有・交換に必要な，そして市民の関与を推進するための，公共スペースを提供する。

図書館は地域社会を育むもので，積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ，実効ある聞き取りによって，地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。　人々の図書館への信頼に応え，地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。

公共図書館のサービスは，年齢，民族性，ジェンダー，宗教，国籍，言語，あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず，すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ，通常のサービスや資料の利用ができない人々，たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ），障害者，デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人，識字能力の低い人，あるいは入院患者や受刑者に対しては，特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。コレクション（蔵書）とサービスには，伝統的な資料とともに，あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い，地域の要求や状況に対応した，そして地域社会における言語的・文化的多様性を反映したものであることが基本的要件である。資料には，人間の努力と想像の記憶とともに，現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

コレクション（蔵書）およびサービスは，いかなる種類の思想的，政治的，あるいは宗教的な検閲にも，また商業的な圧力にも屈してはならない。

## 公共図書館の使命

情報，識字，教育，包摂性，市民参加，および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて，公共図書館は持続可能な開発目標（SDGs）と，より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。

- 検閲のない，幅広い情報や意見へのアクセスを提供し，あらゆる段階の正規と非正規の教育を支援するとともに，継続的，自発的，自律的な知識の探求を可能にする生涯学習を人生の全段階で支援する。
- 個人の創造的な発展のための機会を提供する。そして想像力，創造性，好奇心と共感性を覚醒させる。
- 生まれてから大人になるまで，子供たちの読書習慣を育成し，それを強化する。
- 情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で，読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し，援助し，関与して，あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。
- デジタル技術を通じて，情報，コレクション，およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして，いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。
- アクセスを促進する。

## 財政，法令，ネットワーク

公共図書館の建物への入場およびサービスは原則として無料とし，地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは国際的な協約や合意に基づいた，特定の，最新の法令によって維持され，国および地方自治体に

より経費が調達されなければならない。公共図書館は，文化，情報提供，識字および教育のためのいかなる長期政策においても，主要な構成要素でなければならない。

デジタル時代において，著作権と知的財産権に関する法令は，物理的資源の場合と同様に，公共図書館に合理的な条件でデジタルコンテンツを調達しアクセスできるようにする法的能力を有していることを保証しなければならない。

図書館の全国的な調整および協力を確実にするため，合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが，法令および政策によって規定され，かつ推進されなければならない。

公共図書館ネットワークは，学校図書館や大学図書館だけでなく，国立図書館，広域の図書館，研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

**運営と管理**

地域社会の要求に対応して，目標，優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。地域についての知識と住民参加の重要性は，このプロセスにとって有用であり，意思決定には，地域社会の関与がなければならない。

公共図書館は効果的に組織され，専門的な基準によって運営されなければならない。

地域社会のすべての人々が，サービスを実際にもまたデジタル方式でも利用できなければならない。それには適切な場所につくられ，設備の整った図書館の建物，読書および勉学のための良好な施設とともに，相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

図書館サービスは，農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。また，当該地域の，社会的に排除された集団，特別な支援を必要とする利用者，多言語の利用者，および先住民の要求にも対応する必要がある。

図書館員は，デジタルと伝統的なもの双方で，利用者と資源との積極的な仲介者である。十分な人的資源と情報資源は，図書館員の専門教育と継続教育と同様，現在と将来の課題に対応し，適切なサービスを確実に行うためには欠くことができない。資源が量的・質的に十分かどうかについて，指導層が図書館専門職と協議しなくてはならない。

利用者がすべての資源から利益を得ることができるように，アウトリーチおよび利用者教育のプログラムが実施されなければならない。

継続的な調査研究は，政策立案者に図書館の社会的な利益を明示するために，図書館のインパクト（影響）や収集したデータの評価を重視しなくてはならない。図書館がもたらす社会の利益はしばしば次の世代に及ぶので，統計データについては長期的に収集しなくてはならない。

**連携**

連携を結ぶことは，図書館がより広範なより多様な人々と接するために不可欠である。関連する協力者，たとえば，利用者グループ，学校，非政府組織，図書館協会，企業，そしてその他の専門職との地域，地方，全国，国際な段階での協力が確保されなければならない。

**宣言の履行**

国および地方自治体の政策決定者，ならびに全世界の図書館界が，この宣言に表明された諸原則を履行することを，ここに強く要請する。

（長倉美恵子・永田治樹・日本図書館協会国際交流事業委員会　訳）

# 図書館は、こう動いている

守谷の図書館を考える会学習会
小池信彦（調布市立図書館）
平成30（2018）年5月6日

## 調布市立図書館の実践

○買物籠を下げて図書館へ
○いつでも　どこでも　だれでも

### 1　調布市の概況

位置　新宿から特急で１５分　八王子，多摩センター方面への分岐駅
国道２０号線，中央高速インター
面積　約２１平方キロメートル
人口　約２３万人　増加傾向が続く　　転入１万５千人弱　転出１万４千人弱

### 2　市立図書館

蔵書　約130万冊（約７６万タイトル）
貸出　約２７０万点
施設　中央図書館，分館　１１館　資料保存庫（20万冊）
職員　職員６２人，専門嘱託員約１５０人

### 3　調布市立図書館の歩み　（略）

### 4　特徴

ア　３本の柱　-図書館網-
中央図書館＋分館10館
・「どこでも」　歩いて１０分で図書館を利用できる
・８００メートルに１つ
・人口２万人に１つ
・小学校区２つ

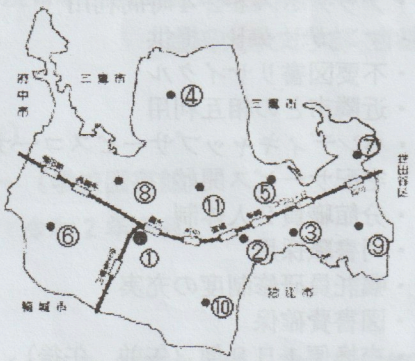


イ　３本の柱　-児童サービス-
・図書館活動を支える大きな力は子どもたちである。
・図書館利用者の半数は子どもたちである。
・子どもたちへの徹底したサービスは明日の良き読書人を創造する。
・選書
・集会・行事活動
・文庫活動
・学校との協力事業

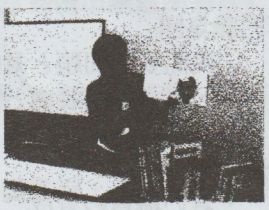

ウ　３本の柱　-集会行事活動-
“市民に対する読書の啓発と図書館利用の促進を図ると同時に，読書によって生まれた学習意欲と，市民の文化的要求を育てる文化創造の拠点となる”
・『中小都市における公共図書館の運営』（中小レポート）
・ユネスコ宣言（1972）

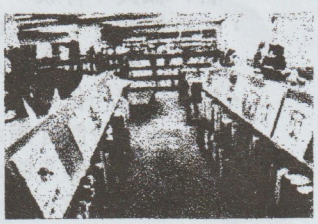

・講座・講演会
・読書会
・調布ブッククラブ
（現　アカデミー愛とぴあ）

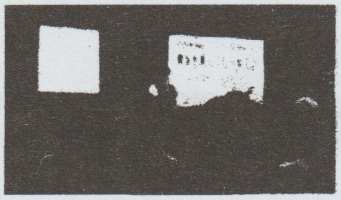

## 5　調布市立図書館の基本方針及び運営方針

1　基本方針

調布市立図書館は，分館網の整備・充実をすすめることにより，いつでも，どこでも，だれでも気軽に利用できる市民の書斎であり続けるとともに，地域に根ざした市民文化の創造に寄与するため，市民の参加と協働を得て，積極的な図書館活動を展開する。

2　運営方針

(1)　市民の豊かな読書生活を保障し，調査・研究を支援する機能をさらに発展させるとともに，新しい情報通信技術の活用により，市民のための「地域の情報拠点」として，市民生活に役立つ図書館をめざす。

(2)　子どもに良い読書環境を提供するために，全館に質の高い図書を揃え，図書館内外のあらゆる機会をとらえて，積極的な児童サービスを展開する。

(3)　図書館を利用するうえで，困難な条件にある高齢者や障がい者などを支援するとともに，一層の情報バリアフリー化をすすめる。

(4)　文化創造の拠点として積極的に図書館活動を展開し，市民の身近なところで文化事業を実施する。また，読書団体との連携により，読書推進事業に取り組む。

(5)　図書館活動に市民の意向を反映するために，図書館協議会や利用者の懇談会などでの意見を尊重するとともに，図書館ボランティアの充実を図るなど，市民との協働による図書館運営を推進する。

(6)　図書館サービスの発展を保障するために，職員に対する継続的研修を行い，司書業務に係る専門的資質の向上に努める。

平成１７年１月２７日

## 6　改革　－“日本一”役立つ・満足できる図書館に！－

・全館午前９時から開館
・曜開館／祝日開館
・出冊数２０冊
・ブックポスト２４時間利用
・マンガセットの提供
・不要図書リサイクル
・近隣市との相互利用
・ハンディキャップサービスコーナー増改築
・宅配サービス開始
・分館職員２人体制　　正）
・司書職採用
・嘱託員研修制度の充実
・図書費確保
・交換便１日２便（午前，午後）
・電算システム更新（インターネット対応）
・分館移転改築（調和小学校ＰＦＩ事業）
・分館耐震化
・分館移転改築（深大寺分館）
・御意見御要望投書箱
・市報，調布ＦＭ放送の活用
・利用者懇談会
・図書館協議会の意見（分館１０館維持）
・指定管理者制度への対応（直営への条例改
・調布市立図書館の基本方針及び運営方針
・図書館ボランティア
・地域情報化事業

## 7　専門職集団

・民間委託問題と対峙した経験
　　財団設立と図書館委託
　　市民運動

## 8　今後の課題

・若い職員の育成
・１０年間で１７人の司書採用
　　※職員６４人　司書４４人＋有資格２人
・施設の老朽化対策
　　・分館４館が築４０年以上
　　・分館５館が２階建
・今後の図書館ビジョン策定